

令和7年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（第2回）

議事要旨

1. 開催日時及び開催方法

日 時：令和8年1月14日（水）13時30分～14時00分

開催方法：WEB会議システムにより開催

2. 出席委員（敬称略、五十音順）

平林 容子（座長）	太田 敏博
加藤 美紀	坂本 謙司
代田 真理子	鈴木 周五
渡邊 栄喜	

3. 議事

- (1) 食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（グルホシネート）の取扱いについて
- (2) その他

4. 議事の概要

- (1) 食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた非食用農作物専用農薬（グルホシネート）の取扱いについて

今般、新規農薬（後発剤）として非食用農作物専用農薬（グルホシネート）の申請があったところ、グルホシネートについては、既登録農薬の毒性試験データ等を基に食品安全委員会においてADIが設定されている。農薬登録申請者から提出された各種毒性試験から得られた無毒性量のうち最小となる値は、ウサギを用いた発生毒性試験の5 mg/kg 体重/日であり、食品安全委員会におけるADIの設定に用いられた無毒性量0.91 mg/kg 体重/日を上回る値であることが確認された。

また、農薬登録申請者から提出されたラット及びウサギを用いた発生毒性試験について、委員からの指摘を踏まえ、総胎児数ではなく同腹児数による解析値を用いて、食品安全委員会の評価書に記載されている毒性試験成績と比較した。

その結果、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針（平成24年10月30日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第32回）了承）」に基づき、食品安全委員会において既に設定されているグルホシネートのADI 0.0091 mg/kg 体重/日（無毒性量0.91 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した値）を水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に活用することとされた。

- (2) その他

非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録基準の設定方針について、再評価を含む現行の評価体制を踏まえて記載を整備することについて、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

（以上）